

だれもが住みたくなる
福祉滋賀のまちづくり条例
改定版
施設整備マニュアル

滋賀県



はじめに

滋賀県では、性別や年齢、能力、体格、障害の有無、国籍などにかかわらず、一人ひとりが尊重され、互いに認め合い、だれもが役割を持ち、その人らしく活躍できる共生社会の実現を目指しています。

だれもが自らの意思で自由に行動でき、安全で快適に安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを進めるため、平成6年（1994年）10月に「滋賀県住みよい福祉のまちづくり条例」を制定しました。この条例は、その後の少子高齢化の進展、高齢者・障害者等の社会参加意識の高まりなどの社会情勢の変化やユニバーサルデザインの考え方などを踏まえて、平成16年（2004年）8月、内容を大幅に見直すとともに、名称も「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」とし、改正しました。

この施設整備マニュアルは、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に沿って、だれもが利用しやすい施設やまちづくりを進めるために、条例に基づく整備基準等の解説や具体的な配慮事項、解説図などを分かりやすく記載したものです。

平成17年のマニュアル作成以降、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」などの関係法令等の制定、改正などがあったこと、また、これまでに県に問い合わせのあった内容なども踏まえて、見やすさ、使いやすさを重視した内容となるよう、改定を行うことといたしました。

このマニュアルが、施設の新築や増改築、改修などの計画や整備の際、さらには維持管理や運営の際において、事業者や設計者をはじめとした多くの方に活用され、ユニバーサルデザインの考え方、利用者の特性や意見などを十分に踏まえ、だれもが利用しやすい施設やまちづくりがさらに進められ、県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現につながっていくことを期待しています。

目次

はじめに

序章

- 1 目的 序-2
だれもが住みたくなる福祉のまちづくり
- 2 だれもが住みたくなるまちづくりに必要な視点 序-2
 - [1] ユニバーサルデザイン
 - [2] だれもが利用しやすい施設設備
 - [3] 心のバリアフリー
 - [4] 今後さらなる取り組みが求められる分野等
- 3 施設の計画・設計 序-15
 - [1] 利用者の特性の把握の必要性
 - [2] 利用者の特性に応じた課題への対応
 - [3] 計画・設計にあたり気をつけていただきたいこと
 - [4] 連続したバリアフリー設備
- 4 施設の管理・運営 序-23
 - [1] 施設の利用者の主な特性の把握
 - [2] 対応における具体的な配慮事例
 - [3] 事業者の皆様にお願い
 - [4] 職員教育におけるスパイラルアップ
 - [5] 適切な施設管理
 - [6] バリアフリー情報の提供
- 5 バリアフリー法、福祉滋賀のまちづくり条例による整備基準 序-28
 - [1] バリアフリー法、福祉滋賀のまちづくり条例および滋賀県建築基準条例
 - [2] 対象施設一覧表
 - [3] 整備基準
- 6 建築物の手続き 序-32
 - [1] 事前届出制度の概要
 - [2] 基準適合義務
 - [3] 基準適合努力義務
 - [4] 事前協議

I章 建築物等の整備に関する事項

マニュアル編の見方

- 1 移動に関する事項 I-3
 - [1] 利用円滑化経路
 - [2] 敷地内の通路

[3]	駐車場	
[4]	出入口・玄関	
[5]	廊下等	
[6]	傾斜路	
[7]	階段	
[8]	エレベーター	
[9]	エスカレーター	
2	室内に関する事項	I -62
[1]	便所・洗面所	
[2]	更衣室およびシャワー室	
[3]	浴室等	
[4]	授乳場所	
[5]	観覧席・客席	
[6]	客室	
3	設備に関する事項	I -124
[1]	てすり	
[2]	受付カウンターおよび記載台	
[3]	公衆電話所	
[4]	券売機	
[5]	コンセント・スイッチ等	
[6]	その他（ベンチ・水飲み器・家具等）	
4	情報・案内に関する事項	I -142
[1]	視覚障害者誘導用ブロック等	
[2]	案内標示	
[3]	緊急時の速報・誘導	

II章 道路に関する事項

1	歩道等	II -2
2	段差部の処理	II -5
3	その他（休憩設備・信号機・案内標識等）	II -9

III章 公園に関する事項

1	主要な園路・出入口	III -2
2	その他(ベンチ・水飲み器・野外卓等)	III -5

IV章 駐車場に関する事項

1	路外駐車場	IV -2
2	その他（出入口・通路等）	IV -5

V章 公共交通機関の施設に関する事項

1	移動円滑化経路	V-2
2	改札口・通路等	V-5
3	エレベーター	V-10
4	エスカレーター	V-14
5	階段	V-17
6	乗車券販売所・待合所などの付帯施設	V-20
7	プラットホーム	V-22
8	便所・洗面所	V-25
9	その他の施設	V-27

VI章 その他

1	改正された要項	VI-2
	[1]令和3年3月改正概要	
	[2]小規模店舗に関する事項	
	[3]令和4年10月改正概要	

VII章 参考資料

1	基本寸法	VII-2
2	車いすの種類	VII-4
3	トイレにおける主な行為と実際の配慮ポイント	VII-7
4	視覚障害者誘導用ブロックの設置例	VII-15
5	床面の滑りやすさ	VII-19
6	案内用図記号	VII-21
7	図記号や文字等の視認性	VII-28
8	手話および点字記号	VII-30
	用語集	VII-31
	協力企業等一覧	VII-35
	編集委員	
	あとがき・奥付	

別 冊

- 1 提出書類
- 2 条例に基づく事務手続きの流れ
- 3 特定施設整備基準

